1

毎週月.水.金曜日発行

富山県幸民命和2年11月27日金曜日

第4718号

目

次

告 示

○地籍調査の成果の認証

1

公安委員会告示

○富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正

2

公 告

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

_

富山県告示第489号

地籍調査の成果の認証について

南砺市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和2年11月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 調査を行った者の名称 南砺市
- 2 調査を行った時期

南砺市大字下島の一部 (下島IV)

平成20年5月1日から

平成24年3月21日まで

南砺市大字下島の一部(下島V)

平成21年5月1日から

平成24年3月21日まで

3 成果の名称

南砺市大字下島の一部(下島IV)の地籍図及び地籍簿 南砺市大字下島の一部(下島V)の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

南砺市大字下島の一部(下島IV)

南砺市大字下島の一部(下島V)

5 認証年月日

令和2年11月17日

富山県公安委員会告示第172号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について 富山県公安委員会が行う交通規制について(昭和46年富山県公安委員会告示第 125号)の一部を次のように改正し、令和2年11月28日から施行する。

令和2年11月27日

富山県公安委員会

委員長麦 野 英 順

別表第1(3) 一方通行

小矢部市の項第9号を次のように改める。

9		肖山	除				
---	--	----	---	--	--	--	--

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

富山県総合県税事務所長から、富山県税条例(昭和29年富山県条例第16号)第 132条第2項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消し た旨の報告があったので、公表する。

令和2年11月27日

3

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 特約業者の名称有限会社 中村石油
- 2 主たる事務所の所在地 高岡市博労本町3番40号
- 3 指定の取消しの年月日令和2年10月31日

令和2年11月27日印刷発行

発 行 富 Щ

県